

県南広域振興局長告示第26号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年3月11日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372900043	社会福祉法人遠野市社会福祉協議会	ヘルパーステーション宮守	遠野市宮守町下宮守29 地割77番地	平成26年3月31日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372500249	奥州市	まえさわ介護センター	奥州市前沢区字立石 180番地1	平成26年3月31日